平成２３年（フ）第８３２号
神奈川県伊勢原市上粕屋381番地の１　サウサリトファースト303号
債務者　二見　正人
１　決定年月日時　平成24年１月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５８２号
新潟市西区五十嵐中島４丁目９番38号
債務者　安藤　勝臣
１　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６０５号
新潟市東区桃山町１丁目104番地
債務者　森田　節子
１　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６２６号
新潟市江南区亀田四ツ興野３丁目４番21号
債務者　吉野　　晃
１　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６４６号
新潟市中央区二葉町３丁目5151番地17　市営住宅33号、前住所新潟市中央区万代５丁目５番12号　市営住宅211号
債務者　小島　俊也
１　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６４８号
新潟市中央区山二ツ４丁目９番26号
債務者　早津　奈々
１　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６７０号
新潟市西区西小針台３丁目８番６号　コーポカトレアＢ202号室、住民票上の住所新潟県佐渡市姫津248番地
債務者　伊藤　寛子
１　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５１０号
愛知県丹羽郡大口町垣田８番地　県営大口住宅１棟102号
債務者　日高　理美
１　決定年月日時　平成24年１月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第８４号
京都府与謝郡与謝野町字岩滝2393番地６　ハイツエスカルゴ岩滝102号
債務者　加藤　幹子
１　決定年月日時　平成24年１月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第９６０号
大阪府和泉市幸２丁目６番26―303号
債務者　栗原　重敏
１　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９６５号
大阪府阪南市箱作1441番地の７
債務者　藤井　秀子
１　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９６８号
大阪府阪南市緑ケ丘１丁目３番26号
債務者　中村アサノ
１　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９７５号
大阪府貝塚市半田594番地１
債務者　竹下惠美子
１　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９７９号
大阪府貝塚市澤969―１フラワリータウンＢ―407、住民票上の住所大阪府岸和田市三田町932番地の１
債務者　カーオフィス大月こと　井上　　翔
１　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地48棟201号
債務者　植田　幸子
１　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９３号
兵庫県加東市上中１丁目102番地　カモミールⅢＡ―102号
債務者　鈴木　千浩（旧姓川村・角）
１　決定年月日時　平成24年１月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第９５号
兵庫県小野市神明町417番地の４　県住１―402号
債務者　山口　信弥
１　決定年月日時　平成24年１月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
神戸地方裁判所社支部